





## ● サプリ処方箋事件

知財高裁 令和 6 年 6 月 18 日		
令和 6(行ケ)10009 審決取消請求事件		
当事者	原告: ㈱グリーンメディック 被告: 特許庁長官	判決要旨: 「処方箋」という語は、「医師が患者に与えるべき薬物(医薬品)の種類・量・服用法等を記載した書類」の意味に限定されず、広く比喩的に使用される語であり、「サプリメントを処方」「サプリメントの処方」「サプリを処方」と記載するウェブサイトの例なども挙げられるため、本願商標がその指定役務について使用された場合には、需要者らは、これを患者や顧客等に対し適切なサプリメントの種類や量等を記載した書類の一般的な名称と認識するといえ、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができないと判断された。
対象商標	本願商標 「 <b>サプリ処方箋</b> 」 (標準文字) 第 35 類「サプリメントの小売」ほか 第 44 類「医療に関する相談、 服薬指導」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 6 号)	コメント: 第 9 類の商品分野については、本願より分割出願がなされ、登録されている(第 6801043 号)。


## ● i デンタルクリニック事件

知財高裁 令和 6 年 7 月 31 日		
令和 6(行ケ)10032 審決取消請求事件		
当事者	原告: X 被告: 特許庁長官	判決要旨: まず、本願商標につき、図形部分と文字部分は間隔を大きく開けて配置され、商標全体として構成上の一体性が希薄で、取引者・需要者がこれらを分離して理解・把握して文字部分から生ずる称呼によって取引に当たる結果、文字部分が独立した出所識別標識となり、これが要部に当たるとされた。 次に、各引用商標についても同様の判断手法のもと、上段の文字部分が要部に当たるとされ、両者の文字部分は観念において比較することはできないものの、外観において相紛らわしく、「アイデンタルクリニック」の称呼を同一にするものであるとして、それぞれ類似の商標であると判断された(いずれも第 44 類「歯科医業」他)。
対象商標	本願商標  アイデンタルクリニック 引用商標 1.  アイデンタルクリニック Wonderful Smile For Everyone 2.  I DENTAL CLINIC Wonderful Smile For Everyone	コメント: いずれの商標も図形部分の外観については、類否判断において重視されていない。また、本願商標については、一般に文字商標の装飾として草花のイラストが添えられることは珍しくないところ、本願図形部分はそのようなものと大差ないと考えざるを得ず、それ自体、出所識別標識としての称呼及び観念を生じないとされている。
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	



●Jimmy Fan 事件

知財高裁 令和 6 年 8 月 5 日														
令和 6(行ケ)10007 審決取消請求事件														
当事者	原告: エスエスシー出版(有) 被告: 特許庁長官	判決要旨: スズキ社のオフロード車「Jimmy(ジムニー)」は広く知られるとする一方、同社を含む自動車メーカーが自ら又は系列ディーラー等を通じて、「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」を現に発行している事実はなく、原告が「Jimmy Fan」という題名の本件雑誌を 10 年以上(「JIMNY SUPER SUZY」を含めれば 20 年以上)にわたって発行していることを知悉しながら、スズキ社が引用商標の無断使用などにつき警告、クレームを原告に伝えたことはない、などといった取引の実情を踏まえ、次の要素のもと本願商標と引用商標は類似しないと判断された(11号)。												
対象商標	本願商標 <b>Jimmy Fan</b> ジムニーファン  第 16 類「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」  引用商標 1.  2. <b>JIMNY</b> ジムニー	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>称 呼</th> <th>観 念</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本願商標</td> <td>ジムニーファン</td> <td>スズキ社のオフロード車ジムニーの愛好者</td> </tr> <tr> <td>引用商標 1</td> <td>ジムニー</td> <td>スズキ社のオフロード車の名称</td> </tr> <tr> <td>引用商標 2</td> <td>ジムニー</td> <td>スズキ社のオフロード車の名称</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、原告指定商品に係る業務は、スズキ社とは「棲み分け」が成立しているとして、混同を生ずるおそれもないとされた(15号)。</p> <p>コメント: 特許庁の審決が覆されたケースである。取引の実情が多く加味されている。</p>		称 呼	観 念	本願商標	ジムニーファン	スズキ社のオフロード車ジムニーの愛好者	引用商標 1	ジムニー	スズキ社のオフロード車の名称	引用商標 2	ジムニー	スズキ社のオフロード車の名称
	称 呼	観 念												
本願商標	ジムニーファン	スズキ社のオフロード車ジムニーの愛好者												
引用商標 1	ジムニー	スズキ社のオフロード車の名称												
引用商標 2	ジムニー	スズキ社のオフロード車の名称												
結論	非類似・混同なし(商標法 4 条 1 項 11・15 号)													

●チームラボ事件

東京地裁 令和 6 年 7 月 17 日		
令和 3(ワ)29242 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告: チームラボ(株) 被告: (株)チーム・ラボ	判決要旨: まず、原告表示及び原告商号は現時点において著名な商品等表示に当たものの、これが著名になった時期は令和 3 年 7 月頃であるとされた。 その上で、それ以前より使用されていた被告表示につき、予防医学支援や労働者派遣事業等を目的とする被告の会社商号として「team」「lab」といった英単語を利用することは自然であるなどとして、不正の目的はなかったと判断された。
対象商標	原告表示 1. チームラボ 2. teamLab  被告表示 1.  株式会社チーム・ラボ Team・Lobo Co., Ltd. 2. チームラボ ほか全 4 件	コメント: 他人の商品等表示が著名になる前から不正の目的なく使用していた場合には、左記不競法の規定は適用除外となる(同 19 条 1 項 5 号)。
結論	非侵害(不競法 2 条 1 項 2 号)	

●個別指導 Wam 事件

大阪地裁 令和 6 年 7 月 18 日		
令和 5(ワ)829 違約金請求事件		
当事者	原告：(株)エイチ・エム・グループ 被告：(株)リアルクリエイティブ	<p>判決要旨：</p> <p>原告従業員に対して被告標章 1 の付されたチラシが交付されたが、その際、個別指導 Wam は既に閉校している旨が説明され、またこのチラシは求められてやむなく交付したものであった。その結果、チラシの交付行為は営業表示としてなされたものではないなどとされ、被告標章 1 は出所表示機能・出所識別機能を果たす態様で用いられておらず、商標法 2 条 3 項柱書の「使用」には当たらないと判断された。</p> <p>コメント：</p> <p>被告は元は原告事業のフランチャイジーであったが、解除により契約終了し、被告の教室も閉校していたものである。競業避止義務違反や不競法違反も争われたが、原告の請求はいずれも認められなかった。</p>
対象 商標	<p>本件商標</p>  <p>被告標章</p> <p>1. </p> <p>ほか 1 件</p>	
結論	非侵害(商標法 36 条 1 項等)	